

## 議会基本条例制定特別委員会記録（要旨）

日時 平成 23 年 8 月 24 日（水）  
午前 10 時 00 分～11 時 45 分  
場所 第 1 委員会室

出席者 二見委員長 根岸副委員長 小笠原委員 神保委員 桑原委員 原委員  
添田委員 三橋委員 （ほか傍聴議員 3 名出席）  
事務局 大野局長 鐘ヶ江庶務課長 和田副主幹

委員長 今回は、まず小笠原委員と桑原委員が作成した 10 月開催の講演会チラシの内容や部数、これから作成する看板、講演会の役割分担について話し合い、その後作業部会の修正部分について議論していただきたい。  
また、開成町の日曜議会のビラも参考に持ってきたので見てほしい。

### 【講演会の準備・運営に関して決まったこと】

#### ○講演会チラシについて（小笠原・桑原担当）

- ・タイトルは町民に興味を持ってもらえるような、例えば「町民のための議会をめざし」といった表現を前面に出す。
- ・会場所在地の書き方に工夫が必要。2 名の担当委員に修正を任せる。

#### ○講演会当日までの作業日程について

- ・案内看板を駅周辺に最低でも大小 5 つを、講演会当日の 2 週間前に設置したい。作成にあたっては I T ふれあい館を活用し、担当を含め 3 名の委員で 10 月上旬に作る。
- ・広報掲載とチラシの全戸配付両方を行うことは、町の制約があってできない。したがって 9 月下旬発行のお知らせ版への掲載を行なう。
- ・チラシは、街頭（駅前）や各議員の後援会での配付を中心に、老人クラブや地区長に説明がてら配付する。印刷は 9 月末に行い、各議員に協力を得て、配付のほか地区の掲示板にも貼り出す。
- ・街頭配付は 10 月 18 日（火）実施。配付の時間帯は 6 時 30 分～8 時 30 分と 17 時 30 分～19 時 30 分で、二宮駅南北 3 か所の出入口で、各場所にそれぞれ委員 2 名ずつ配置して行う。

#### ○費用・予算について

- ・講演料は補正で対応するが、チラシ印刷や看板作成費用は議会費予算から捻出しなければならない。予算を超過した場合は議員による負担を検討する。

#### ○講演会当日の会場におけるアンケート調査実施について（神保・三橋担当）

- ・単に感想を書いてもらうのではなく、問答形式にしたものを作り、(基本条例制定についての)住民説明会のお知らせも入れたい。なお、アンケートの中に議会だよりに特化しての質問は入れない。

○会場受付(三橋・桑原担当)

○質疑応答時のマイク配付・会場整理(原・添田担当)

---

### 【基本条例案(作業部会案)について】

委員 前回の委員会でいただいた意見をもとに、部会で修正案を作成した。

第2条の「条例の位置付け」については、ここに「最高規範性」を入れるという案も出たが、このような表現とした。

委員会活動には参考人の活用などをあえて入れる必要があるなら、逐条解説で行えばいいという話になった。第3章第13条に「通年議会」を移動した。日曜、夜間議会について具体的な項目を定めても、現実にこなしていけるのかという意見もあり、細かい部分は逐条解説にのせていくべきであるという話になった。休日議会等については議論を深めることが必要だ。

第18条にある「議会報告会」は入れた方がいいということになったが、その運営については委員会で議論しなければならない。

第23条の「議決事項」は総合計画を入れようという話になったが、それ以外のものについては執行者側と話し合う必要がある。この件についてはきちんと協議していきたい。

委員 昨日の議会運営委員会で話題になった全員協議会における事前審査について、この条例に盛り込むべきかどうか。

委員 全員協議会を委員会と同様に公的なものとして位置付けるかどうかは、もう1回検討しようという話になった。基本条例に事前審査の件を入れる必要は無い。

全員協議会の件は、議会運営委員会の委員による議員提案ということであるから、この委員会とは別に議論していきたい。

委員 第23条「議決事項」に総合計画を挙げているが、議員が充て職で委員となっている各種審議会、協議会の計画策定においては、議員が事前審査していると解されるので、議決事項となればおのずと関係審議会や協議会から議員を除外するという事につながる。

委員長 難しい問題であるから、行政とのすり合わせや研究が必要だ。

委員 審議会等の議員枠を外すかどうかの、委員会としての姿勢を示してほしい。その結果で議決事項の内容も変わってくる。

委員 通年議会の件では、夜間・休日議会についてこの表記でよいのか伺いたい。

委員 第28条「条例の見直し」の中で、「一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに」条の検証を行うというくだりがあるが、「できるだけ」は不要だ。

委員 第18条の「議会報告会」に関しては、詳細な検討が必要で、よく話し合ってもらいたい。

委員 この案文では議会報告会の中の、質疑の部分についてのみ要綱で定めるとしているが、報告会全般にわたって要綱で定めるべきではないか。

委員 議会報告会について、どの自治体でも要綱に委任しているのか。要綱化すれば行政の要綱と同様、外部から見えにくくなり、良いとは思えない。

委員 その通りで、行政は要綱や内規を多くすることで業務を住民から見えにくくしている部分がある。逐条解説であれば、条例同様、表に出てくるものなので良いと思う。

委員長 これまで条例案作成にあたった根岸副委員長、原委員、添田委員3名の作業部会の皆さん、ご苦労さまでした。

このほどこの3名から作業部会の交替の申し出があった。他の委員に今後作業に携わっていただき、これまでの3名はオブザーバーとして参加したいとのことである。新しい作業部会の構成員を決めてほしい。

委員 全員が目的意識をもって参加するというので、委員長とこれまでの3名を除いた4名で作業にあたるのが良い。

(異議なし)

委員長 それでは、小笠原委員、神保委員、桑原委員、三橋委員による作業部会で、今後作業を進めていただきたい。

※次回の委員会は10月21日(金)午前10時から開催。9月は定例会開催月のため休みとする。

(8月24日午後開催された全員協議会において確認)